

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年4月16日

沖縄県教育委員会

教育長が教育委員会規則「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（免除又は減額の対象）

第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産などの家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者
 - (2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者
 - (3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に定める者に該当しない者
 - (4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者
- 2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一世帯内にある者。ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。
 - (2) 前号に掲げる者のほか、著しく生活困難な者の子弟
 - (3) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となった者の子弟
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設に入所している者
 - (5) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

第13条を第16条とし、第10条から第12条までを3条ずつ繰り下げる。

第9条の2中「授業料の」を「授業料等の」に、「第2条各号又は第3条各号」を「第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号」に、「授業料免除・減額・徴収猶予取消報告書」を「授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「授業料」を「授業料等」に、「当該年度限りとし、徴収の猶予の期間は、3月を超えないもの」を「当該年度限り」に改め、同条に次の2項を加える。

2 授業料等の徴収の猶予は3月を越えないものとする。

3 第4条第2号に掲げる者においては、前項の規定にかかわらず、就学支援金等の認定のあった月の翌月まで猶予する。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「授業料の」を「授業料等の」に改め、同条第2項中「授業料の」を「授業料等の」に、「者」を「者（第4条第2号に掲げる者を除く。）」に、「授業料徴収猶予願」を「授業料等徴収猶予願」に改め、同条第3項中「第3条各号」を「第4条第1号又は第3号」に改め、同条第4項中「授業料徴収猶予決定通知書」を「授業料等徴収猶予決定通知書」に、「授業料徴収猶予報告書」を「授業料等徴収猶予報告書」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第4条第2号に掲げる者においては、第2項から前項までの規定にかかわらず、授業料の徴収の猶予を許可したものとする。

第8条を第10条とする。

第7条第2号中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「前条」を「第6条又は前条」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免承認通知書」を「授業料等減免承認通知書」に改め、同条第2項中「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に改め、同条第3項中「第2条第1号」を「第2条第2項第1号」に、「授業料」を「授業料等」に改め、同条第4項中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に、「授業料免除決定報告書」を「授業料等免除決定報告書」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出し中「免除」を「既卒者の免除」に改め、同条第1項中「授業料」を「第2条第2項の規定により授業料等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第2条第2項第1号又は第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第2項第5号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

第5条第1項第3号中「第2条各号又は第3条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第2号、第3号又は第6号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第3号様式）

(2) 授業料等減免調書（第4号様式）

第5条第3項及び第4項中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（免除の申請手続）

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項3号及び第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

(1) 市町村民税所得割額を証明するに足りる書類

(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第3号様式）

(2) 授業料等減免調書（第4号様式）

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

第3条の見出し中「減額又は徴収」を「徴収」に改め、同条中「授業料の減額又は」を「授業料等の」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に、「減額又は徴収」を「徴収」に改め、同条を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就学支援金等を申請した者

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（就学支援金等の代理受領）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があったものとみなす。

(1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) 高等学校を中途退学し、再び高等学校に再入学する場合、国の支援制度より補助事業の対象となった者

第3条の2を削る。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に、「授業料の」を「授業料等の」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に改める。

第3号様式中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「授業料減免承認申請書」を「授業料等減免承認申請書」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「定時」を「定時（通信）」に改める。

第4号様式中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「全・定の別」を「全・定・通の別」に改める。

第5号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「授業料減免承認通知書」を「授業料等減免承認通知書」に、「授業料減免承認申請」を「授業料等減免承認申請」に改める。

第6号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に、「授業料減免申請」を「授業料等減免申請」に改める。

第6号様式の2中「第6条関係」を「第8条関係」に、「授業料免除決定報告書」を「授業料等免除決定報告書」に、「授業料の」を「授業料等の」に改める。

第7号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「授業料徴収猶予願」を「授業料等徴収猶予願」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料徴収」を「授業料等徴収」に改める。

第8号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「授業料徴収猶予決定通知書」を「授業料等徴収猶予決定通知書」に、「授業料猶予願い」を「授業料等猶予願い」に改める。

第9号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「授業料徴収猶予報告書」を「授業料等徴収猶予報告書」に、「授業料徴収」を「授業料等徴収」に改める。

第10号様式中「第9条の2関係」を「第12条関係」に、「授業料免除・減額・徴収猶予報告書」を「授業料等免除・減額・徴収猶予報告書」に、「授業料の」を「授業料等の」に改める。

第11号様式中「第10条関係」を「第13条関係」に、「第10条の」を「第13条の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則の概要説明

教育庁 教育支援課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）が改正され、平成26年4月1日から公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止されるとともに、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金の支給の対象とすることとなった。

これにより、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例について、平成26年第2回沖縄県議会の平成26年3月28日の議決をもって一部改正されたところである。

- (2) 高等学校等就学支援金の支給要件に所得制限を設けたことにより、授業料を徴収する生徒と授業料を徴収せずに就学支援金を支給し、授業料の無償化が継続される生徒に分かれることとなった。このため、就学支援金制度の実施に伴う授業料の減免等について規則を一部改正した。

3 改正案の概要

- (1) 授業料納入者の免除について、高校既卒者とそうでない者に区分して規定した。（第2条関係）
- (2) 就学支援金等を代理受領することを規定した。（第3条関係）
- (3) 就学支援金等の申請者も授業料納入猶予の対象とし、猶予の期間を規定した。（第4条、10条、11条関係）
- (4) 免除等の申請方法について改めた。（第6条、第7条関係）

4 根拠法令

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年 法律第18号）
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年 政令第112号）
- (3) 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第11号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(免除又は減額の対象)</p> <p>第2条 授業料および受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料等に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産などの家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2) 沖繩県立高等学校管理規則（平成12年沖繩県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者</p> <p>(3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項に定める者に該当しない者</p> <p>(4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖繩県立高等学校以外から転学又は転籍した者。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認めらる者</p>	<p>(免除の対象)</p> <p>第2条 授業料</p> <p>の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>

2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一世帯内にある者。ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。

(2) 前号に掲げる者のほか、著しく生活困難な者の子弟

(3) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となった者の子弟

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき児童福祉施設に入所している者

(5) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項の留学の許可を受けた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

（就学支援金等の代理受領）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があったものとみなす。

(1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) 高等学校を中途退学し、再び高等学校に再入学する場合、国の支援制度より植助事業の対象となった者

（ 徴収の猶予の対象）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一世帯内にある者。ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。

(2) 前号に掲げる者のほか、著しく生活困難な者の子弟

(3) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となった者の子弟

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき児童福祉施設に入所している者

(5) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除の必要があると認める者

（減額又は徴収の猶予の対象）

<p>第4条 授業料等の <u>徴収の猶予</u>を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となつた者の子弟</p> <p>(2) <u>就学支授金等を申請した者</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に<u>徴収の猶予</u>の必要があると認める者</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(免除又は減額する額)</p> <p>第5条 <u>授業料等を免除し、又は減額する額は、条例第2条の規定により納付すべき授業料等の全額又は半額とする。</u></p> <p>(免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項3号及び第4号に該当する者は、第2号の書類、第2条第1項第2号に該当する者は、第1号及び第2号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1) <u>市町村民税所得割額を証明するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>家計急変等の事由を証明するに足りる書類</u></p> <p>2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合、必要事項を調査の上、次</p>	<p>第3条 <u>授業料の減額又は徴収の猶予</u>を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となつた者の子弟</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる者のほか、<u>経済的事情その他の理由により教育上特に<u>減額</u>又は<u>徴収の猶予</u>の必要があると認める者</u></p> <p>第3条の2 前2条に規定する免除又は減額を受けることのできる者は、次に掲げる条件を具備しなければならぬ。</p> <p>(1) 学業成績良好であること。</p> <p>(2) 性行良好であること。</p> <p>(免除又は減額する額)</p> <p>第4条 <u>授業料</u>を免除し、又は減額する額は、条例第2条の規定により納付すべき<u>授業料</u>の全額又は半額とする。</p>
--	--

の各号に掲げる書類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 授業料等減免承認申請書（第3号様式）
- (2) 授業料等減免調書（第4号様式）

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までにを行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

（既卒者の免除又は減額の申請手続）

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。）と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

ただし、第2条第2項第1号又は第4号に該当する者は、第2号の書類の提出を、第2条第2項第5号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

- (1) 家庭状況調書（第2号様式）
- (2) 市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の証明書
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる

書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第2号、第3号又は第6号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる書類を

_____、沖縄県教育委員会

（免除又は減額の申請手続）

第5条 授業料の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。）と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

ただし、第2条第1号、第4号又は第5号に該当する者は、第2号の書類は

_____提出を要しない。

- (1) 家庭状況調書（第2号様式）
- (2) 市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の証明書
- (3) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当することを証明するに足りる

書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2号、第3号若しくは第6号又は第3条各号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる書類に生徒の学業成績証明書（第1学年第1学期の生徒については、中学校の学業成績書の写し）を添えて、沖縄県教育委員会

(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 授業料等減免承認申請書 (第3号様式)
- (2) 授業料等減免調書 (第4号様式)

3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年初めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行つたときは、授業料等減免承認通知書 (第5号様式)により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書 (第6号様式)により通知するものとする。

3 第2条第2項第1号、第4号又は第5号に該当する場合は、校長は授業料等の免除の決定をすることができる。

4 校長は、前項の規定により授業料等の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書 (第6号様式)により通知するとともに、授業料等免除決定報告書 (第6号様式の2)により教育委員会に報告するものとする。

(授業料等の還付)

第9条 条例第7条ただし書に規定する授業料等の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 授業料 減免承認申請書 (第3号様式)
- (2) 授業料 減免調書 (第4号様式)

3 前2項の授業料の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年初めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料の免除又は減額の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請に基づき授業料の免除又は減額の承認を行つたときは、授業料 減免承認通知書 (第5号様式)により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料 減免決定通知書 (第6号様式)により通知するものとする。

3 第2条 第1号、第4号又は第5号に該当する場合は、校長は授業料の免除の決定をすることができる。

4 校長は、前項の規定により授業料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して授業料 減免決定通知書 (第6号様式)により通知するとともに、授業料 免除決定報告書 (第6号様式の2)により教育委員会に報告するものとする。

(授業料の還付)

第7条 条例第7条ただし書に規定する授業料等の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 誤納が判明したとき。

(2) 授業料等を減免された生徒が当該授業料等を既に納入しているとき。

(3) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

(徴収の猶予)

第10条 授業料等の徴収の猶予は、校長が許可する。

2 授業料等の徴収の猶予を受けようとする者(第4条第2号に掲げる者を除く。)は、授業料等徴収猶予願(第7号様式)を校長に提出しなければならぬ。

3 校長は、前項の規定による書類を受理したときは、その理由が第4条第1号又は第3号に該当するかどうか調査検討した上、許可するものとする。

4 校長は、第1項の規定により許可した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等徴収猶予決定通知書(第8号様式)により通知すると同時に、授業料等徴収猶予報告書(第9号様式)により教育委員会に報告するものとする。

5 第4条第2号に掲げる者においては、第2項から前項までの規定にかかわらず、授業料の徴収の猶予を許可したものとする。

(免除、減額又は徴収の猶予の期間)

第11条 授業料等の免除又は減額の期間は、当該年度限り

とする。ただし、留学による場合は、この限りでない。

2 授業料等の徴収の猶予は3月を越えないものとする。

3 第4条第2号に掲げる者においては、前項の規定にかかわらず、就学支援金等の認定のあった月の翌月まで猶予する。

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

(1) 誤納が判明したとき。

(2) 授業料を減免された生徒が当該授業料を既に納入しているとき。

(3) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

(徴収の猶予)

第8条 授業料の徴収の猶予は、校長が許可する。

2 授業料の徴収の猶予を受けようとする者は、授業料徴収猶予願(第7号様式)を校長に提出しなければならぬ。

3 校長は、前項の規定による書類を受理したときは、その理由が第3条各号に該当するかどうか調査検討した上、許可するものとする。

4 校長は、第1項の規定により許可した場合は、速やかにその該当者に対して授業料徴収猶予決定通知書(第8号様式)により通知すると同時に、授業料徴収猶予報告書(第9号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(免除、減額又は徴収の猶予の期間)

第9条 授業料の免除又は減額の期間は、当該年度限りとし、徴収の猶予の期間は、3月を越えないものとする。ただし、留学による場合は、この限りでない。

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書（第10号様式）により教育委員会に報告するものとする。

（沖縄県立高等学校の入学検査料の減免）

第13条 略

（受講料等）

第14条 略

（証明手数料）

第15条 略

（委任）

第16条 略

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第9条の2 授業料の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料免除・減額・徴収猶予取消報告書（第10号様式）により教育委員会に報告するものとする。

（沖縄県立高等学校の入学検査料の減免）

第10条 略

（受講料等）

第11条 略

（証明手数料）

第12条 略

（委任）

第13条 略

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式 (第8条関係)

第6号様式 (第8条関係)

第6号様式の2 (第8条関係)

第7号様式 (第10条関係)

第8号様式 (第10条関係)

第9号様式 (第10条関係)

第10号様式 (第12条関係)

第11号様式 (第13条関係)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第6条関係)

第6号様式の2 (第6条関係)

第7号様式 (第8条関係)

第8号様式 (第8条関係)

第9号様式 (第8条関係)

第10号様式 (第9条の2関係)

第11号様式 (第10条関係)

参考条文抜粋

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第十八号）

（受給資格）

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

（受給資格の認定）

第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者）

第一条

2 法第三条第二項第三号の就学支援金の支給により保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項各号において同じ。）の市町村民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ

。）の額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。）が三十万四千二百円以上である生徒等とする。